# 第147<sub>期</sub>

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時

場所

静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号 清水銀行天神本部3階大会議室

スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を 読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」 が入力不要でアクセスできます。

▶ 詳細につきましては4頁をご覧ください。

#### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へ のご出席に際しましては、ご自身の健康状態に留意してい ただき、ご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

ご欠席される場合には郵送またはインターネットにより 議決権行使をしていただくこともできますので、是非ご利 用をご検討ください。

なお、株主総会の模様は後日ホームページにて配信を予 定しておりますのでご視聴ください。

当日は検温、マスク着用、アルコール消毒など感染予防 の措置をとらせていただきますので、ご協力くださいます ようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる 場合は、当行ホームページ (http://www.shimizubank. co.jp/) に掲載させていただきます。



# 目 次

■ 株主の皆さま	ŧ^ ·····	⋯ 1
■ 第147期定日	<b>詩株主総会招集ご通知</b>	2
	ノト等による議決権行使のご案内・	
■ 株主総会参考	<b>計畫類</b>	
第1号議案	剰余金処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	6
第3号議案	取締役(監査等委員である取締役	
	を除く) 11名選任の件	8
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件・・・	16
(添付書類)		
■ 第147期事第	<b>養報告</b>	22
■ 計算書類 …		37
■ 連結計算書類	頁	39
■ 監査報告書	•••••	41



➡ 【清 水 銀 行】

証券コード:8364

# 株主の皆さまへ



取締役頭取 岩山 清宏

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚 く御礼申し上げます。

第147期定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化やマイナス金利政策の長期化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響や地政学リスクの高まりなどにより大きく変化しております。

このような環境のもと、当行は、地域のお客さまとともに持続的な成長を遂げるべく、第27次中期経営計画「ZENSHIN~架け橋を築く~」において掲げる施策を展開し、「変革への挑戦と実践」に取り組んでまいりました。

2022年度は、中期経営計画の最終年度となります。3 つの基本方針である「お客さま本位の追求」、「人財活力 の最大化」、「経営基盤の強化」への取り組みをさらに加 速させ、全役職員の「力の結集」により、新たなステー ジに向けた架け橋を築いてまいります。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援とご愛顧 を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2022年6月

# 経 営 理 念

- 1. 社会的公共性を重んじ健全経営をすすめる
- 2. お客様に親しまれ、喜ばれ 役にたつ銀行をつくる
- 3. 人間関係を尊重し働きがいある職場をつくる

株主各位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号株式会社清水銀行 服締役頭取岩川靖宏

# 第147期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第147期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月22日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月23日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号 清水銀行天神本部 3階大会議室
- 3. 株主総会の目的である事項
  - **報告事項** 1. 第147期 (2021年4月1日から) 事業報告、計算書類報告の件
    - 2. 第147期 (2021年4月1日から) 連結計算書類ならびに会計監査人 および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 11名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## 4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会ご出席

開催日時 2022年6月23日 (木曜日) 午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

〈代理人による議決権行使〉代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。)

## 郵送

行使期限 2022年6月22日 (水曜日) 午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

### インターネット

行使期限 2022年6月22日 (水曜日) 午後5時送信分まで



インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁をご参照のうえ、以下のいずれかの方法で議案に対する賛否をご入力ください。

①議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォンで読み取って行う「スマート行使」 ②議決権コード、パスワードを入力して行う方法

# 機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

#### 詳細は4頁をご覧ください。

【重複行使の取扱い】議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

【**議決権の不統一行使**】議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる開示事項】本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(http://www.shimizubank.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および 連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ (http://www.shimizubank.co.jp/) にて、修正の内容を開示いたします。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙<mark>右下に記載のQRコードを</mark> 読取ってください。



## 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右記の方法で再 度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### ご注意

- ※パスワードは、議決権行使される方がご本人であること を確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋 ねすることはございません。
- ※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**≪お問い合わせ先≫** ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

#### みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

**™** 0120−768−524

受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324

受付時間 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

# 株主総会参考書類

# 議案および参考事項

# 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内 部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としてお り、下記のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類金銭
  - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当行普通株式1株につき金 30円

総額

347.624.640円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月24日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目及びその額 別涂積立金

1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金

1,500,000,000円

# 第2号議案 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1)変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

	(
現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現行定款	変更案
<新 設>	(電子提供措置等) 第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるも
<新 設>	のとする。 ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないこと ができる。
<新設>	(附則) 1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

# 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(11名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く)11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき 記載すべき特段の事項はございません。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号				氏名			現在の当行における地位
1	再任	とよ <b>豊</b>	島	かっい <b>勝</b> -	<sub>ちろう</sub> 一郎		取締役会長
2	再任	岩	ψ <b>‡</b>	靖	びる宏		取締役頭取
3	再任	<sup>も ち</sup> 望	づき <b>月</b>	<sub>あ</sub> ゃ 文	人		専務取締役
4	再任	**  数	ざ き <b>崎</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	敏		専務取締役
5	再任	V 5	w p		将		常務取締役
6	再任	東		惠	子	社 外 独立役員	社外取締役
7	再任	伊	とう	ょうい <b>洋</b> -	<sub>ちろう</sub> 一郎	社 外 独立役員	社外取締役
8	新 任	新	間	克	樹	社 外 独立役員	_
9	再任	若	ばやし <b>木木</b>	。 陽	ਰ († <b>ੀ</b>		取締役
10	再任	te H	t ら <b>村</b>	t t t	ゅ き <b>之</b>		取締役
11	再任	<sup>ふ ゕ</sup> <b>深</b>	ざゎ <b>澤</b>	の ぶ <u>国</u>	<sup>で</sup> 英		取締役



所有する当行の株式の数 15.873株 取締役会への出席状況

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月 当行入行 1996年6月 当行秘書部長 2001年4月 当行理事総合統括部長 2003年6月 当行取締役富士支店長 2005年6月 当行常務取締役 2007年6月 当行専務取締役 2011年4月 当行取締役副頭取 2012年4月 当行取締役頭取

2020年 4 月 当行取締役会長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅 広く銀行業務に携わり、2012年4月より取締役頭取、2020年4月より取締役会長として経営経験 も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができる ものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者

15回/15回(100%)

(1964年7月13日生)

再任



所有する当行の株式の数 7.000株 取締役会への出席状況 150/150 (100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当行入行

2005年6月 当行富十駅南支店長

2012年4月 当行理事富十支店長兼富十市役所前支店長兼松岡支店長

2014年 4 月 当行常務執行役員

2015年 6 月 当行取締役総合統括部長

2016年10月 当行常務取締役 2019年5月 当行専務取締役

2020年4月 当行取締役頭取 (現仟)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、人事労務、リスクマネジメント、企業審査等も含め幅広く銀行業務に携わり、 2019年5月より専務取締役、2020年4月より取締役頭取として経営経験も有しております。これ らの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候 補者としたものであります。

候補者

望月







略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当行入行

2007年6月 当行藤枝駅西支店長

2011年7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間支店長

2012年7月 当行理事本店営業部長 2013年 6 月 当行取締役本店営業部長

2015年6月 当行常務取締役

2018年11月 当行専務取締役(現任)

所有する当行の株式の数 5.600株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀行業 務に携わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の 経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者 무









略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 当行入行

2007年6月 当行市場営業部長 2010年10月 当行東京支店長

2012年 4 月 当行理事総合統括部長

2013年6月 当行執行役員

2015年 4 月 当行常務執行役員

2017年6月 当行取締役

2019年 5 月 当行常務取締役

2022年4月 当行専務取締役(現任)

所有する当行の株式の数 14.200株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、システム事務等も含め幅広く銀行業務に携 わり、専務取締役として経営経験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判 断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 当行入行

まさし

2010年7月 当行下香買支店長 2016年4月 当行東京支店長 2018年 4 月 当行市場営業部長 2019年5月 当行総合統括部長

2020年6月 当行取締役

2022年 4 月 当行常務取締役 (現任)

所有する当行の株式の数 2.400株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 取締役候補者とした理由

営業、市場運用、リスクマネジメント等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経 験も有しております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができ るものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者



東

惠子 (1953年8月23日生)

再任

独立役員



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 東海大学短期大学部専任講師

1990年 4 月 東海大学短期大学部助教授

2004年 4 月 東海大学短期大学部教授

2007年4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授

2011年 4 月 東海大学海洋学部環境社会学科教授

2015年6月 当行取締役(現任)

2019年 4 月 東海大学名誉教授 (現任)

所有する当行の株式の数 3.600株

取締役会への出席状況 150/150 (100%)

## 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

大学教授として培ってきた学識経験と社会的信用を備えており、当行の社外取締役としての職務・ 職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等を頂くことを 期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者

# 伊藤

洋一郎 (1948年2月1日生)

独立役員



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 東京弁護士会に弁護士登録 1995年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換

静岡市葵区に伊藤総合法律事務所開設(現任)

当行仮監査役 1999年4月

1999年6月終了

2009年6月 当行監査役

2020年 6 月 当行取締役監査等委員 2021年6月 当行取締役 (現任)

所有する当行の株式の数 1.100株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、当行の社外取締役としての職務・職責を適切に果 たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等を頂くことを期待し、社外取 締役候補者としたものであります。

候補者 문



新間

克樹 (1948年10月15日生)

独立役員



# 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4 月 給与株式会社入社

2005年11月 鈴与株式会社常務取締役

2009年6月 鈴与株式会社専務取締役

2012年 1月 鈴与ホールディングス株式会社取締役社長

2013年 5 月 鈴与海運株式会社代表取締役社長

2014年 4 月 鈴与自動車運送株式会社代表取締役社長 2020年11月 鈴与自動車運送株式会社相談役(現任)

所有する当行の株式の数 0株

## 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

企業経営に関する豊富な経験を有しております。同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等を頂く ことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 当行入行 2012年 4 月 当行島田支店長 2014年 4 月 当行静岡南支店長 2016年 4 月 当行総務管理部長 2017年 4 月 当行経営企画部長 2017年6月 当行取締役経営企画部長 2019年 5 月 当行取締役 (現任)

所有する当行の株式の数 4.300株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務等も含め幅広く銀行業務に携わっております。これらの知見 や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者とし たものであります。



再任



# 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当行入行

2003年10月 当行江尻支店長

2006年12月 当行業務企画部長

2009年7月 当行経営企画部長

2011年4月 当行焼津支店長兼田尻支店長兼大富支店長

2012年4月 当行東京支店長 2014年 4 月 当行総務管理部長

2016年 4 月 当行監査部長

2017年 4 月 当行理事総合統括部長 2019年6月 当行取締役 (現任)

所有する当行の株式の数

3.000株

取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅広く銀 行業務に携わっております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行すること ができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

候補者 番 号

# 深澤

# **三英** (1966年12月29日生)





所有する当行の株式の数 1,800株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 当行入行

2008年 7 月 当行東部ローンセンター長

2011年 4 月 当行蒲原支店長兼イオンタウン蒲原支店長

2014年 4 月 当行名古屋支店長兼名古屋事務所長

2016年 4 月 当行高橋支店長兼庵原支店長兼押切支店長兼辻支店長兼下野支店長

2018年 4 月 当行理事富士支店長兼松岡支店長

2020年 4 月 当行執行役員支店営業部長

2021年 4 月 当行執行役員経営企画部長

2021年6月 当行取締役(現任)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、企業審査等も含め幅広く銀行業務に携わっております。これらの知見や経験に基づき、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について
  - (1) 伊藤洋一郎氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
  - (2) その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
  - 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は21頁に掲載)
  - (1) 東惠子氏、伊藤洋一郎氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、東惠子氏、伊藤洋一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
  - (2) 新聞克樹氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当行は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
  - 3. 社外取締役としての在任年数について 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、東惠子氏は7年、伊藤洋一郎氏は2年(当行社外監査役在任期間を含めると13年)であります。
  - 4. 社外取締役との責任限定契約について
  - (1) 当行は、東惠子氏、伊藤洋一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。東惠子氏、伊藤洋一郎氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - (2) 新間克樹氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間において会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額となります。
  - 5. 役員等賠償責任保険契約について 当行は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契 約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。 当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負 う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約で は、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一 定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者と なり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

# 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号			氏名	現在の当行における地位		
1	再任	<sup>もち</sup> づき <b>望 月</b>	まき 昭	びる		取締役監査等委員
2	再任	磯部	か ず <b>和</b>	明	社 外 独立役員	社外取締役監査等委員
3	再任	河野		まこと <b>誠</b>	社 外 独立役員	社外取締役監査等委員
4	再任	でながや 小長谷	重	پ خ	社外独立役員	社外取締役監査等委員



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 当行入行

1999年2月 当行矢部支店長

2004年 4 月 当行理事経営企画部長兼秘書室長

2005年6月 当行取締役静岡支店長

2011年 4 月 当行常務取締役

2013年 6 月 当行専務取締役 2019年 6 月 当行監査役

2020年6月 当行取締役監査等委員(現任)

所有する当行の株式の数 10,290株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%) 監査等委員会への出席状況 13回/13回(100%)

#### 取締役候補者とした理由

事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等も含め幅 広く銀行業務に携わり、2013年6月より専務取締役として経営経験も有しており、2019年6月より常勤監査役、2020年6月より取締役監査等委員として職務・職責を適切に果たしております。これらの知見や経験に基づき、監査等委員として職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者 番 号 磯部

かず あき **禾口日** 

(1948年1月4日生)

再任

社 外

独立役員



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 昭和監査法人入所

1974年 3 月 公認会計士試験合格 1974年 8 月 昭和監査法人退所

1974年 9 月 公認会計士磯部和明事務所設立 (現任)

2014年 6 月 当行監査役

2020年6月 当行取締役監査等委員(現任)

所有する当行の株式の数 4,100株 取締役会への出席状況 15回/15回(100%)

15回/15回 (100%) 監査等委員会への出席状況 13回/13回 (100%)

#### 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の公認会計士としての豊富な経験を有しており、当行の社外取締役監査等委員としてその職務・職責を適切に果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

候補者



# 河野



再任

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年10月 東京弁護十会に弁護十登録

相川法律事務所入所

2005年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換

河野法律事務所入所

2010年9月 河野法律事務所所長 (現任) 2020年6月 当行取締役監査等委員(現任)

所有する当行の株式の数 3.600株 取締役会への出席状況 150/150 (100%) 監査等委員会への出席状況 13回/13回(100%)

#### 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

長年の弁護士としての豊富な経験を有しており、当行の社外取締役監査等委員としてその職務・職 責を果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、助言等を頂くことを期待し、 監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

候補者 묵





独立役員



所有する当行の株式の数 500株 取締役会への出席状況

12回/12回(100%) 監査等委員会への出席状況 100/100 (100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年6月 静岡市採用

2005年4月 総務局総務部政策法務課長

2008年4月 経済局商工部参与兼商業労政課長

2010年 4 月 経営管理局行政管理部長

2011年 4 月 経営管理局長

2012年4月 総務局長

2013年10月 静岡市副市長

2021年3月 静岡市副市長退任

2021年6月 当行取締役監査等委員(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待される役割

静岡市副市長として行政で培ってきた豊富な経験と社会的信用を備えており、当行の社外取締役監 査等委員としてその職務・職責を果たしております。引き続き同氏の知見や経験に基づき、監督、 助言等を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との特別の利害関係について
  - (1) 河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
  - (2) その他の候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は21頁に掲載) 磯部和明氏、河野誠氏および小長谷重之氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締 役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、磯部和明氏、河野誠氏および 小長谷重之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、原案どおり選任をご承認いただいた 場合、引き続き独立役員となる予定です。
  - 3. 社外取締役としての在任年数について 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、磯部和明氏は2年(当行社 外監査役在任期間を含めると8年)、河野誠氏は2年、小長谷重之氏は1年であります。
  - 4. 社外取締役との責任限定契約について 当行は、磯部和明氏、河野誠氏および小長谷重之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づ き、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の 限度額は法令が規定する額としております。磯部和明氏、河野誠氏および小長谷重之氏の選任をご承 認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
  - 5. 役員等賠償責任保険契約について 当行は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契 約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしております。 当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負 う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約で は、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一 定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者と なり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

# くご参考>

# 【取締役候補者のスキル・マトリックス】

社内取締役の主な経験・スキルを記載しております。

		経験・スキル							
	事業戦略	営業	市場運用	人 事 労 務	リスクマネジメント	企業審査	システム 事務		
豊島勝一郎	•	•	•	•	•	•	•		
岩山靖宏	•	•		•	•	•			
望月文人	•	•		•	•	•	•		
薮 崎 文 敏	•		•	•	•		•		
平 岩 将		•	•		•				
若 林 陽 介	•	•	•	•					
田村直之	•		•	•	•	•	•		
深澤亘英	•	•				•			
望月昭宏	•	•	•	•	•	•	•		

社外取締役の専門性について記載しております。

						専門性		
				企業経営	学 識経 験	法 律	財務会計	地 域 経 済
東		惠	子		•			
伊	藤	洋-	一郎			•		
新	間	克	樹	•				
磯	部	和	明				•	
河	野		誠			•		
小長	長谷	重	之					•

※上記一覧表は、各取締役候補者が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

## 当行における社外取締役の独立性判断基準

当行は、専門家としての知識および職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に 定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」(下記参照)を満たす者を独立社外取締役として選任し ております。

#### 「独立性判断基準」

原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

- 1. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
- 2. 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- 3. 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- 4. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- 5. 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- 6. 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者。
  - ア. 上記1~5に該当する者。
  - イ. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。
- ※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。
- ※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。
- ※「多額」とは、過去3年間平均で1,000万円以上をいう。
- ※「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。
- ※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各 法律事務所に所属する弁護士以外をいう。

以上

# 第147期 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

# 主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内 国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業 務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サー ビスの提供を行っております。

## 金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた経済活動が正常化に向かうなかで、個人消費および企業の生産活動ならびに設備投資は総じて持ち直しの動きがみられました。しかし、一部業種では、ウクライナ情勢を受けた原材料価格の高騰や感染症がもたらす供給面での制約などにより、持ち直しの動きに足踏みがみられました。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましても、基調としては持ち直しておりますが、飲食サービス業や宿泊業では感染症の影響が残るなど、厳しい状況となりました。雇用・所得環境につきましては、労働需給が改善傾向にありますが、雇用者所得は悪化しております。

金融環境につきましては、国内長期金利は、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと0%近辺で推移し、期末には0.210%となりました。

# 事業の経過及び成果

当行は、2020年4月からスタートした第27次中期経営計画「ZENSHIN〜架け橋を築く〜」において掲げる施策を展開するなかで、行員一人ひとりの力を結集し、お客さまに寄り添いながら、安定的な収益の確保と健全性の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、多様化・高度化するお客さまのニーズへの対応として、ソリューション営業部を新設したほか、サステナブルファイナンスを含めた資金供給手段の多様化、人材紹介や脱炭素化、DX化等、お客さま支援に関する専門分野における外部連携機関の拡充などに取り組み、質の高い金融サービスを提供する体制を整えました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、新たに遺言信託および遺言代用信託等の相続関連サービスを開始し、人生100年時代への金融サービス拡充に取り組みました。また、デジタライゼーションの進展への対応として、PayPayやpringなどのキャッシュレス決済サービスとの口座連携を開始したほか、SHIMIZU With Cardや個人向け生命保険商品の電子申込化などに取り組み、お客さまの利便性向上を図りました。

アライアンスへの取り組みとしては、SBIグループが企業投資等を通じて培ってきたITベンチャー企業とのネットワークを当行にも取り入れるため「SBI DXデータベース」の取り扱いを開始しました。また、地域の農産物等生産者と利用者をつなぐ共同配送システムを運営するソーシャルベンチャー企業であるやさいバス株式会社との連携項目を拡充し、越境ビジネスマッチングに取り組みました。

経営基盤の強化への取り組みとしては、次期基幹系システムに株式会社NTTデータが運営する「STELLA CUBE®」の採用を決定し、2024年5月の利用開始に向けて準備を進めております。「STELLA CUBE®」は、当行が最も重視している安定稼働・安全運用を続けていることから、信頼性の高いシステム運営とセキュリティ管理の一層の強化が実現できます。

こうした取り組みにより、地域経済の持続的発展とお客さまにご満足いただけるサービス の充実を図ってまいりました。

# 損 益

経常収益は、有価証券関連収益の減少等により、前期比6億45百万円減少の212億29百万円となりました。経常費用は、経費及び与信関係費用の減少等により、前期比7億20百万円減少の177億83百万円となりました。

この結果、経常利益は34億45百万円、当期純利益は22億39百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益274億21百万円、連結経常利益39億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益25億80百万円となりました。

## 貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比140億円増加の1兆2.251億円となりました。

# 預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努めた結果、前期末比251億円増加の1兆5.193億円となりました。

個人預かり資産は、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金、個人年金保険等が増加した結果、前期末比531億円増加の1兆3,068億円となりました。

# 有価証券

有価証券は、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比252億円増加の3.357億円となりました。

## 対処すべき課題

当行は、地域金融機関として、お客さまとのリレーションを深め、最適な金融サービスを 提供することで、地域における存在感を高めてまいりました。しかしながら、金融経済環境 は、人口減少や少子高齢化の進展、長期化するマイナス金利政策などにより、従前から厳し い状況にあり、これに加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延やウクライナ情勢を含む地 政学リスクの増大などにより、不確実性は高まっております。

このような認識のもと、当行は、地域の皆さまと持続的な成長を実現するため、変化する時代の流れに応じ、「変えていく力」と、お客さまに寄り添い、お客さまを知り、喜ばれ役にたつことを考え実践するという「変わらない思い」を持ち、第27次中期経営計画で掲げた基本方針に基づき、サステナビリティ経営を実践しております。

今後も多様化・高度化するお客さまのニーズを汲み上げ、商品・サービスとして具現化することで提供する金融サービスの質を高めつつ、当行の収益基盤の強化を図ってまいります。また、金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢を構築するとともに、企業価値向上に向けたガバナンスの強化を図ることで、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待にお応えしてまいります。

# (2) 財産及び損益の状況

				(単位:百万円
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	1,390,359	1,386,907	1,494,257	1,519,359
定期性預金	752,082	732,052	716,462	694,476
そ の 他	638,277	654,854	777,795	824,882
貸 出 金	1,129,123	1,156,716	1,211,117	1,225,136
個人向け	230,218	237,371	240,032	243,570
中 小 企 業 向 け	671,982	685,422	737,030	751,607
そ の 他	226,921	233,923	234,054	229,957
商品有価証券	636	575	523	563
有 価 証 券	300,501	287,130	310,524	335,725
国 債	46,439	44,895	67,332	59,522
そ の 他	254,062	242,235	243,192	276,203
総 資 産	1,646,792	1,585,837	1,784,805	1,797,996
内 国 為 替 取 扱 高	9,983,254	5,901,832	7,454,579	5,994,924
外国為替取扱高	百万ドル <b>382</b>	百万ドル <b>497</b>	<sub>百万ドル</sub> 346	百万ドル <b>328</b>
経 常 利 益 ( <u>△ は 経 常 損 失)</u> 当 期 純 利 益	3,411	△4,464	3,370	3,445
(△ は 当 期 純 損 失)	2,492	△3,982	2,208	2,239
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 223 23	円 △343 75	円 190 65	円 193 24

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# (ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経	常	収	益	28,675	28,974	27,782	27,421
経 (△	常 は 経	利 常 損	益 失)	3,620	△4,230	3,475	3,984
<b>当</b> (△	会社株主に帰属する 期 純 利 益 △ は親会社株主に 帰属する当期純損失)		2,521	△3,968	2,163	2,580	
包	括	利	益	1,958	△5,980	5,179	△3,788
純	資	産	額	89,173	82,512	87,071	82,569
総	į	資	産	1,656,759	1,596,871	1,795,397	1,808,806

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# (3) 使用人の状況

						当	年	度	末
使		用	人		数				953人
平		均	年	•	始				40年5月
平	均	勤	続	年	数				17年1月
平	均	給	与	月	額				351千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託308人、出向受入者6人を含んでおりません。
  - 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

## イ. 営業所数

			当	年	度	末
静	置	県		店 76		うち出張所 <b>( 1 )</b>
東	京	都		1		( 0 )
愛	知	県		2		( 0 )
合		計		79		( 1 )

(注)上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を55,631か所設置しております(セブン銀行ATM24,368か所及びイオン銀行ATM5,620か所、イーネットATM12,100か所、ローソン銀行ATM13,501か所を含む)。

# 口. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 1. セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金 自動設備を9か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の廃止

- ・バロー富士見台店出張所(静岡市駿河区)
- ・食鮮館タイヨー二の丸店出張所(静岡市清水区)
- · 富士宮市役所共同出張所(富士宮市)
- ・エスポット藤枝店共同出張所(藤枝市)
- ・富士屋中田店共同出張所(静岡市駿河区)
- ・県庁別館共同出張所(静岡市葵区)
- ・県庁東館共同出張所(静岡市葵区)
- ・フードマーケットMom清水上店出張所(静岡市清水区)
- ・MEGAドン・キホーテUNY富士吉原出張所(富士市)

- ハ. 銀行代理業者の一覧 該当ありません。
- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。

# (5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

	(単位:百万円)
設備投資の総額	1,056

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
ソフトウェア (融資支援システム他)	87
磐田支店新築移転	48

- (6) 重要な親会社及び子会社等の状況
  - イ. 親会社の状況 該当ありません。

# 口. 子会社等の状況

会社名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス株 式 会 社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	銀行事務代行業務	10百万円	100.00%	_
清水総合メンテナンス 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	30百万円	100.00%	-
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	12百万円	100.00%	_
清水信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区富士見町2番1号	信用保証業務	50百万円	100.00%	_
清水リース&カード 株 式 会 社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リース業務、 クレジットカード業務	60百万円	15.13%	_
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コンピュータ 関 連 業 務	30百万円	5.00%	_

- (注) 1. 上記の子会社等6社は、いずれも連結対象会社であります。
  - 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
  - 3. 清水銀キャリアップ株式会社は2021年6月30日付で解散し、2021年9月に清算を結了しております。

# 重要な業務提携の概況

- 1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
- 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
- 3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS) において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況 該当ありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項 該当ありません。

## 2. 会社役員に関する事項

# (1) 会社役員の状況

(2021年度末現在)

氏	名	地位及び担当	重要な兼職
豊島	勝一郎	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役 )	
岩山	靖宏	取締役頭取(代表取締役)	
望月	文 人	専 務 取 締 役	
薮崎	文 敏	常務取締役	
東	惠子	取締役(社外役員)	学校法人東海大学 名誉教授
相 澤	隆	取締役(社外役員)	鈴与コンストラクションホールディングス株式会社 相談役
伊藤	洋一郎	取締役(社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所
若林	陽介	取 締 役	
田村i	直之	取 締 役	
平岩	将	取 締 役	
深澤	亘 英	取 締 役	
望月	昭宏	取締役監査等委員 第 第 )	
磯部	和明	取締役監査等委員 (社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所
河 野	誠	取締役監査等委員(社外役員)	弁護士 河野法律事務所
小長谷	重 之	取締役監査等委員(社外役員)	

- (注) 1. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することで、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
  - 2. 2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役鳥羽山直樹氏及び取締役監査等委員伊藤洋一郎氏が退任しました。なお、伊藤洋一郎氏は、同日付で取締役に就任しました。
  - 3. 取締役監査等委員磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 取締役東惠子氏及び相澤隆氏、伊藤洋一郎氏、取締役監査等委員磯部和明氏、河野誠氏、小長谷重之氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員としての届け出を行っております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

- イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
- ①決定方針の決定の方法

2021年2月15日開催の指名・報酬諮問委員会における審議を踏まえ、2021年2月22日 開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

②決定方針の内容の概要

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、及び株式報酬型ストック・オプションにより構成し、確定金額報酬:業績連動型報酬:株式報酬型ストック・オプションの割合は8:1:1を目安としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととしております。

③取締役(監査等委員である取締役を除く)の個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

# 口. 取締役の報酬等の総額等

(単位:百万円)

	支給人数	+0.1111/45 0 //// 65			
役員区分	(人)	報酬等の総額	確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型  ストック・オプション
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	12	261	232	7	22
取締役(監査等委員)	5	36	36	_	_

(注) 1. 上記の支給人数には、2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く) 1名及び取締役(監査等委員) 1名を含んでおります。 2. 業績連動型報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期 純利益を基準として、翌事業年度の6月から翌々事業年度の6月に在任する取締役(監査等委 員である取締役を除く)に対して、次表のとおり決定される総額の範囲内で、役位、職責、在 任年数を考慮しながら決定し、毎月支給しております。なお、当期純利益の実績は2019年度 △3,982百万円、2020年度2,208百万円であります。

(業績連動型報酬枠)

当期純利益水準	報酬枠(年額)
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円
10億円未満	0円

- 3. 株式報酬型ストック・オプションは、中長期的な企業価値向上への貢献意欲と株主重視の経営 意識を高めるため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、新株予 約権を割り当てることとしております。ストック・オプションとしての新株予約権の割当て対象とする株式は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株としております。具体的なストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とし、年額36百万円以内の範囲で割り当てております。なお、ストック・オプションとしての新株予約権の発行総数は、事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に2,200個を上限とし、役位、職責、在任年数を考慮して決定しております。
- ハ. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議 年月日	報酬等の種類	対象となる役員	報酬総額 (百万円以内)	対象となる役員の員数 (人)
第145期	確定金額報酬	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	270 (うち社外取締役20)	10 (うち社外取締役2)
	業績連動型報酬	取締役(社外取締役及び監査等 委員である取締役を除く)	30	8
定時株主総会 (2020年6月25日開催)	株式報酬型 ストック・オプション	取締役(社外取締役及び監査等 委員である取締役を除く)	36	8
	確定金額報酬	取締役(監査等委員)	60	4 (うち社外取締役3)

## 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年6月24日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を代表取締役会長豊島勝一郎及び代表取締役頭取岩山靖宏に委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動型報酬の評価配分であります。権限を委任した理由は、代表取締役が当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行っているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役は当該答申の内容に従って決定するものとしております。株式報酬型ストック・オプションは、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の新株予約権の割当個数を決定するものとしております。

## (3) 責仟限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
東 惠子	
相 澤 隆	
伊 藤 洋一郎	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意 でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責
磯 部 和 明	でかり重人な過大がないときは、云社広第423末第1頃に足載される最低員
河 野 誠	
小長谷 重 之	

# (4) 補償契約

該当ありません。

# (5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等 賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当行が全額負担をしてお ります。

当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

# 3. 社外役員に関する事項

# (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏	2	3			兼職その他の状況
取締役	東		惠	子	学校法人東海大学 名誉教授
取締役	相	澤		隆	鈴与コンストラクションホールディングス株式会社 相談役
取締役	伊	藤	洋-	一郎	伊藤総合法律事務所
取締役監査等委員	磯	部	和	明	公認会計士磯部和明事務所
取締役監査等委員	河	野		誠	河野法律事務所

<sup>(</sup>注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏	名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
取締役東	惠子	6年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の 全てに出席しております。	主に大学教授としての知識と幅広い経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役相澤	隆	4年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の 全てに出席しております。	主に会社経営者としての広い見地と経験から議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役伊藤	洋一郎	12年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また取締役監査等委員在任期間中に開催された監査等委員会3回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から 議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。また、当期開催の指名・報酬諮問委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役監護機の部	查等委員 和 明	7年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門 的な見地から審議等に必要な質問、発 言を行っております。
取締役監証 河 野	查等委員 誠	1年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会13回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から 議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
取締役監督	重之	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会 12回の全てに出席し、また 当期開催の監査等委員会10 回の全てに出席しておりま す。	主に副市長としての行政で培った経験 と広い見地から議案の審議等に必要な 質問、発言を行っております。

<sup>(</sup>注) 取締役伊藤洋一郎氏は、2021年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役監査等 委員を退任し、同日付で取締役に就任しております。

(単位:百万円)

(3) 社外役員に対する報酬等

 支給人数
 銀行からの 報酬等

 報酬等の合計
 32

(4) 社外役員の意見 該当ありません。

# 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 19,800,020株

発行済株式の総数 11,641,318株 (自己株式53,830株を含む)

(2) 当年度末株主数

5,497名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況
	持株数等 持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	<sup>千株</sup> 992 8.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	601 5.18
鈴 与 株 式 会 社	487 4.20
清 水 銀 行 従 業 員 持 株 会	442 3.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	337 2.91
SBI地銀ホールディングス株式会社	285 2.46
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	237 2.04
ア イ ザ ワ 証 券 株 式 会 社	170 1.47
朝日生命保険相互会社	155 1.33
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	151 1.30

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- (4) 役員保有株式

該当ありません。

# 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 深井 康治	56	(報酬等について監査等委員会が会社法 第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額56百万円。
  - 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこ れらの合計額を記載しております。
  - 3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの 算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬 等の額について同意の判断をいたしました。
- (2) 責仟限定契約 該当ありません。
- (3) 補償契約 該当ありません。
- (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監 香等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会 は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、 当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 該当ありません。

7. 特定完全子会社に関する事項 該当ありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項 該当ありません。

9. 会計参与に関する事項 該当ありません。

**10. その他** 該当ありません。

# 第147期末 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

## 第147期 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	(2021年4月1	日から2022年3月31日まで)	(単位:百万円)
	科 目	<b>金</b>	額
経	計   1   1   1   1   1   1   1   1   1	<b>15,940</b> 12,560 3,069 307	21,229
	その他のの受験の収益       役務取引替手       受入機       その他のの役務       その他業務       その他業務	<b>4,298</b> 886 3,411 <b>637</b>	
	国 (	637 <b>352</b> 65 6	
経	常     費     用       資金     調     達     費     用       預     金     利     息		17,783
	息息息息息 料用 損損損用 息息息息息息 料用 損損損用 息息息息息息 料用 損損損用 急 支支 払費 務費 売売品 で取ッの引 の業 替 替証 で取ッの引 の業 付 と 取 他 有 等派 質 取 他 有 等派 質 ス 取 他 有 等派 質 ス 取 他 有 等派 日 会 の 国品債融 日 会 の 国品債融	0 △5 142 9 55 1,089 124 964 908 43 3 812 48	
	営     業     経     費     用       でのの他     経     費     用       貸     型     金     売     規       株     式     等     賃       株     式     の     他       を     の     他     の	14,442 862 541 8 73 239	
経特特	常     利     益       別     利     益       固定     資産     処分     益       別     損     失	40	3,445 40 355
	固 定 資 産 処 分 損減       減 損 損       システム解約損失引当金繰入額	0 59 295	
税法法法当	引前 当期 純利益 人税、住民税及び事業税 人税等調整額 人税等合計 期 純 利 益		3,130 896 △5 891 2,239

# 第147期末 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位・日月円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	186,746	預金	1,515,749
商品有価証券	563	債券貸借取引受入担保金	41,212
金 銭 の 信 託	1,000	借 用 金	151,452
有 価 証 券	335,368	外 国 為 替	9
貸 出 金	1,217,888	その他負債	11,271
外 国 為 替	771	賞 与 引 当 金	469
リース債権及びリース投資資産	14,397	退職給付に係る負債	305
その他資産	30,723	役員退職慰労引当金	38
有 形 固 定 資 産	17,291	システム解約損失引当金	295
建物	6,958	繰延税金負債	88
土 地	8,999	支 払 承 諾	5,344
リース資産	4		
その他の有形固定資産	1,328	負債の部合計	1,726,237
無 形 固 定 資 産	621	(純資産の部)	
ソフトウェア	516	資 本 金	10,816
リース資産	1	資本 剰余金	7,642
その他の無形固定資産	104	利 益 剰 余 金	65,922
退職給付に係る資産	358	自 己 株 式	△246
繰 延 税 金 資 産	4,755	株主資本合計	84,134
支 払 承 諾 見 返	5,344	その他有価証券評価差額金	△3,785
貸 倒 引 当 金	<b>△7,025</b>	繰延ヘッジ損益	274
		退職給付に係る調整累計額	415
		その他の包括利益累計額合計	△3,095
		新 株 予 約 権	93
		非 支 配 株 主 持 分	1,436
		純 資 産 の 部 合 計	82,569
資産の部合計	1,808,806	負債及び純資産の部合計	1,808,806

# 第147期 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	, <u></u>
科目	金額
経 常 収 益	27,421
資 金 運 用 収 益	15,835
貸 出 金 利 息	12,478
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,046
預 け 金 利 息	307
その他の受入利息	2
役 務 取 引 等 収 益	10,559
その他業務収益	638
その他経常収益	388
その他の経常収益	388
経 常 費 用	23,436
資 金調 達費 用	454
預 金 利 息	278
譲渡性預金利息	0
コールマネー利息	△5
債券貸借取引支払利息	142
借用金利息	29
その他の支払利息	10
役 務 取 引 等 費 用	6,067
そ の 他 業 務 費 用	911
営 業 経 費	15,165
その他経常費用	837
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	476
その他の経常費用	360
経常 利益	3,984
特別 利益	40
固定資産処分益	40
特別 損失	355
固定資産処分損	0
減 損 損 失	59
システム解約損失引当金繰入額	
税金等調整前当期純利益	3,669
法人税、住民税及び事業税	985
法 人 税 等 調 整 額	31
法 人 税 等 合 計	1,016
当期 純利益	2,652
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	71

### 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社清 水 銀 行取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社清 水 銀 行取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社 清水銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 望 月 昭 宏⑩ 監査等委員 磯 部 和 誠⑪ 誠⑪ 誠⑪ 立音等委員 小長谷 重 之卿

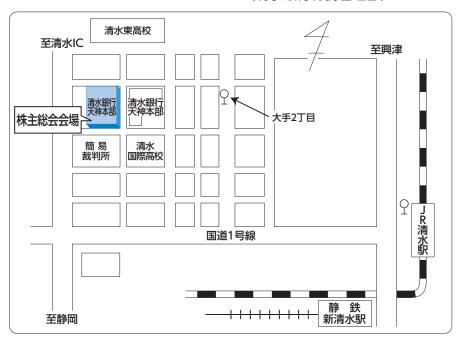
(注) 1. 監査等委員磯部和明、河野誠及び小長谷重之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

$\langle \times$	Ŧ	欄〉	

### 株主総会会場のご案内

# 会場 静岡県静岡市清水区天神一丁目7番30号 清水銀行天神本部 3階大会議室

☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



#### ※最寄り駅のご案内

東 海 道 本 線 JR清水駅より徒歩15分

静岡鉄道 (電車) 新清水駅より徒歩25分 タクシー7分

しずてつ 清水駅前停留所 のりば1 「庵原線」乗車

ジャストライン 大手2丁目バス停下車 徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいますよう お願い申しあげます。

